

議案第60号

日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入にあわせて、一般職の職員の任用形態を多様化させるため、日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

- (1) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定める。
- (2) 関連する条例の整備を行う。

日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるもののほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認めるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項の短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるもののほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日進市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第1項に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、あらかじめ第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員の同意を得て、法第7条第1項に規定する範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、あらかじめ第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の同意を得て、法第7条第2項に規定する範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に定める給料表を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員に適用する前項の給料表に掲げる号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その基準となるべき標準的な職務は、別表第2に定める号給別基準職務表のとおりとする。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次条第3項及び第4項において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、日進市職員の給与に関する条例（昭和36年日進町条例第30号。次条において「給与条例」という。）第6条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条から第13条まで、第14条、第16条から第18条まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 年日進市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 給与条例第11条から第13条まで及び第14条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号並びに第16条第3項及び第7項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第3項及び第7項ただし書中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 2 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日進市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は日進市一般職の<u>任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和 年日進市条例第 号)第4条</u>の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し</p>

して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。	て、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。
--------------------------	-------------------------

(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 日進市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日進町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和 年日進市条例第 号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

別表第1（第7条関係） 給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第2（第7条関係） 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務

3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難で重要な業務に従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難で重要な業務に従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難で特に重要な業務に従事する職務